

2025年度 公益財団法人ウシオ財団 奨学生（在学採用・予約採用）の募集

標記奨学金の募集について案内します。

【提出先・提出期限】

提出先：学生課学生係窓口（学生課①窓口）

提出方法：各自必要書類を記載のうえ、上記提出先に提出。

提出期限：2025年4月9日（水）（厳守）

【奨学金概要】

※募集要項、申請書類等は、添付ファイルをご確認ください。

《応募資格》

募集要項参照。

※対象学年：専攻科1年生（在学採用）、本科5年生（予約採用）

※応募資格について、国立高等専門学校機構では別添のとおり基準を設けています。

※財団の奨学生募集要項の定める「奨学生応募資格」における以下の記載について、長野高専では以下のとおり基準を設けています。

「品行方正」：懲戒処分を受けていないこと

「健康」：病等による理由で休学していないこと

《奨学金額・支給期間》

奨学金額：月額60,000円 ※返還不要

支給期間：奨学生に採用した年の4月から遡って支給し、正規の最短修業年限の終期迄。

《長野高専からの推薦人数》

2025年度奨学生候補者 日本人学生1名、私費留学生1名

2026年度予約選考による奨学生候補者 日本人学生1名、私費留学生1名

※応募者数が推薦人数を超過した場合校内選考を実施する。この際、本校指定の家計状況審査基準により算出した家計評価額の低い順に推薦する。

【必要書類】

（2025年度申請者） ①奨学生願書 ②前年度の成績証明書 ③在留カードの両コピー（留学生のみ）

（2026年度予約選考申請者） ①予約選考申請書

【添付資料】

- ・令和7年度（2025年度）高等専門学校専攻科（留学生含）奨学生募集要項
- ・公益財団法人ウシオ財団奨学金に係る奨学生候補者の推薦に関する要項
- ・奨学生願書（7ページ分あります。）
- ・予約選考申請書

令和7年度(2025年度) 高等専門学校専攻科(留学生含)奨学生募集要項

公益財団法人 ウ シ オ 財 団

1 趣 旨

本財団の奨学金事業は、研究意欲旺盛で確固たる意志をもって学業につき、品行方正、学業優秀でありながら、経済的理由により就学が困難な学生に対して奨学資金を援助し、もって社会に有益な人材を育成することを目的とします。

2 特 徴

この奨学金の特徴は次の通りです。

- (1) 奨学金は給与とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については本人の自由とします。
- (3) 他の奨学金との併給は、原則として認めません。

但し、独立行政法人日本学生支援機構の返済義務のある奨学金、ならびに研究に直接関係する経費に限定された研究助成との併給は可能です。

3 奨学生の応募資格 別途、高専機構、及び長野高専が定めた基準あり。(先頭ページ及び添付資料参照。)

本財団の奨学生となるためには、次の条件を満たす者でなければなりません。

(1) 資格

- ① 高等専門学校専攻科に在学している者、又は高等専門学校5年生に在学し、翌年専攻科に入学を希望する者。
- ② 令和7年4月1日現在、満30歳以下の者。
- ③ 留学生については次の(ア)から(ウ)の条件も満たすこと。
 - (ア)「留学: College Student」の資格で日本に在留し、申込日現在、日本国内の高等専門学校に留学している者。
 - (イ)私費留学生であること(国費留学生を除く)。
 - (ウ)留学生として日本語に支障のない者。
- ④ 品行方正、学業優秀でありながら、学費の支弁が困難な者。
- ⑤ 在学学校長の推薦を受けた者。

(2) 人物

健康で、向学心にとみ、行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者。

(3) 家計 学費の支弁が困難な者。

(所得証明書等により各学校で確認してください。)

*家族の収入は、奨学生願書の家族状況年収(税込み)欄に明記ください。

(4) 学力

学業優秀にして在学学校長の推薦を受けた者。

(5) 家庭の教育に対する関心度

家庭、特に保護者が、本人の教育に対して十分な関心と理解を持っており、学業なかばにして不本意ながら退学するような懸念のない者。

4 採用人員

2025年度 10名 内訳：予約選考5名、在学選考5名（日本人4名、留学生1名）
本来予約選考の留学生1名の推薦がなかったため今年度推薦をお受けいたします。

2026年度 6名 内訳：予約選考（日本人5名、留学生1名）

5 奨学金の額と給与の方法

(1) 給与金額 月額 6万円

(2) 給与の期間

奨学生に採用した年の4月から遡って支給し、正規の最短修業年限の終期迄。

(3) 給与の方法

奨学金は、原則として毎月当月分を直接本人に給与します。

(毎月一定日に、本人名義の預金口座に入金します。)

6 奨学金の休止、停止又は廃止

次のような場合には、その状況に応じ、奨学金の給与を休止、停止、又は廃止することがあります。

- (1) 奨学生が休学したとき、又は長期にわたって欠席したとき。
- (2) 奨学生が原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき。
- (3) 奨学生の学業成績、又は性行が不良となったとき。
- (4) 負傷、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (5) 奨学生として適当でない事実があったとき。
- (6) 在学で処分を受け学籍を失ったとき。
- (7) 下記 9 奨学生の義務に反するとき。
- (8) その他奨学生としての資格を失ったとき。

7 推薦手続

(1) 提出書類

以下の書類を在学学校を通じ、国立高等専門学校機構理事長宛にご提出ください。

① 2025年度予約選考及び2025年度在学選考

(ア) 奨学生願書〔本財団指定用紙に本人が記入。緊急連絡先は原則として父母兄弟等で成人を選定のこと。留学生は指導教授等、日本在住の成人を選定のこと。〕

(友人は原則不可)〕

(イ) 奨学生推薦書〔本財団指定用紙に指導教授が推薦理由を記入のうえ、在学学校長の推薦を受けること。〕

(ウ) 前年度の成績証明書

(エ) 在留カード（裏面に住所記載があること）裏表コピーまたは住民票（留学生のみ）

② 2026年度予約選考

(ア) 予約選考推薦書（国立高等専門学校機構が定める様式）

(イ) 予約選考志望者推薦調書（国立高等専門学校機構が定める様式）

(2) 提出期限

別途、高専機構本部からの通知を参照してください。

学内書類提出期限：
2025年4月9日（水）

8 決定及び通知

(1) 国立高等専門学校機構より推薦された奨学生候補者は、本財団奨学生選考委員会で選考の上、理事会決議を経て決定し、その結果を書面により在学学校長及び本人に通知します。

(2) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

9 奨学生の義務

(1) 誓約義務

奨学生として採用された場合には、直ちに本財団所定の誓約書（別途送付）を理事長宛提出しなければなりません。

(2) 報告義務

奨学生は、毎月生活状況報告書（日本語）を、また、毎学年終了後には成績証明書を理事長宛提出する義務があります。

なお、財団から別途報告書、レポート等の提出を求められた場合は、遅滞なく納期までに提出しなければなりません。

(3) 出席義務

奨学生のために行う本財団の各行事等については積極的に参加し、奨学生間の意識の高揚、親睦に努める義務があります。

(4) 遵守義務

本財団の奨学金給与規程その他の規程を守り、本財団ならびに在学校の指示に従い、怠りなく必要な手続を行う義務があります。

以上

公益財団法人ウシオ財団奨学金に係る奨学生候補者の推薦に関する要項

理事長裁定

	平成20年	3月13日
一部改正	平成22年	3月24日
一部改正	平成23年	4月14日
一部改正	平成24年	3月 1日
一部改正	平成27年	6月 9日
一部改正	令和 2年	3月30日
一部改正	令和 4年	3月11日
一部改正	令和 6年	3月19日

(趣旨)

第1条 この要項は、公益財団法人ウシオ財団奨学金（以下「奨学金」という。）に係る奨学生候補者の推薦について定めるものとする。

(奨学金の概要)

第2条 この奨学金は、公益財団法人ウシオ財団（以下「財団」という。）の奨学金事業により、国立高等専門学校専攻科（学年が4月に始まり、修業年限が2年の専攻科とする。以下同じ。）（以下「専攻科」という。）に在学する学生を対象に、奨学生として採用された時から最短修業年限の終期までの期間、財団が定める額の奨学金が給付されるものである。

(奨学生候補者の推薦)

第3条 独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）は、財団の要請に基づき奨学生候補者を推薦するものとする。

2 前項により推薦する候補者は、毎年度、留学生以外の奨学生候補者（以下「国内の奨学生候補者」という。）6名及び留学生の奨学生候補者1名の計7名とする。

3 推薦する候補者のうち、国内の奨学生候補者5名は国立高等専門学校本科（以下「本科」という。）を卒業した翌年度に専攻科に入学した者から選考し、残りの国内の奨学生候補者1名は原則としてそれ以外の専攻科入学者から選考する。また、留学生の奨学生候補者1名については、原則として本科を卒業した翌年度に専攻科に入学した者から選考する。

(奨学生の申請資格)

第4条 奨学生としての採用を申請できる者は、財団の奨学生募集要項の定める「奨学生

応募資格」をすべて満たし、かつ、次の各号の基準を満たす者とする。

一 学業成績

本科を卒業した翌年度に専攻科に入学した者については、本科第5学年学年末における学業成績が所属学科内の上位4分の1以内であること。それ以外の専攻科入学者については、専攻科の入学資格となる学校における全修得単位について、優（A）を5点、良（B）を4点、可（C）を3点として換算した点数の平均が4.2以上であるか若しくはこれに準ずると認められること。

二 本科を卒業した翌年度に専攻科に入学した者については、奨学金の給付を申請する年度の大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に定める授業料減免（以下「授業料減免」という。）を申請しており、申請する前年度の後期に授業料減免による支援を受けていること。それ以外の専攻科入学者については、奨学金の給付を申請する年度の授業料減免を申請しており、支援を受けていること。ただし、留学生の奨学生候補者についてはこの限りではない。

三 当該申請者の属する世帯（独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料等の免除及び徴収猶予取扱要領（平成28年3月7日制定）第2条第3項に定めるものをいう。）の一年間の総所得金額が、同要領による全額免除基準を満たすこと。

四 独立行政法人日本学生支援機構の返済義務のある奨学金以外の奨学金と併給とならないこと。

（奨学生候補者の予約選考）

第5条 本科第5学年に在学し専攻科への進学が意志が強固である者を対象として、翌年度に専攻科に入学した場合に奨学生の候補者として推薦する者を奨学金給付の前年度に決定する「予約選考制度」を設ける。

2 第3条第3項により、本科を卒業した翌年度に専攻科に入学した者から選考する国内の奨学生候補者5名及び留学生の奨学生候補者1名は、原則として「予約選考制度」により選定する。

（予約選考の申請資格）

第6条 奨学生候補者の予約選考に申請できる者は、第4条に規定する要件をすべて満たす者とする。この場合において、同条第一号中「第5学年学年末」とあるのは、「第4学年学年末」と読み替えるものとする。

（予約選考の申請）

第7条 奨学生候補者の予約選考を志望する者は、所属する学校の定めるところにより、別紙様式1の申請書を所属する学校の校長に提出しなければならない。

（予約選考志望者の推薦）

第8条 校長は、前条の申請をした者のなかから国内の奨学生候補者について1名を選考し、別紙様式2の推薦調書に前条の申請書を添付の上、別に定める期限までに理事長に推薦する。なお、留学生の奨学生候補者については1名を超えて選考し、推薦することができるものとする。

(予約選考による奨学生候補者の決定)

第9条 理事長は、前条により推薦された者のなかから機構学生支援を担当する理事の意見を聴取の上、予約選考による国内の奨学生候補者5名及び留学生の奨学生候補者1名を決定し、校長を経て本人に通知する。なお、留学生の奨学生候補者が1名に満たない場合は、該当する候補者がいないものとして決定することとする。

2 前項の決定に当たっては、国内の奨学生候補者については、原則として別表のブロックごとに1名を決定することとし、その選考に当たっては、当該ブロックにおいて最も経済的困窮度の高い者を選定することを原則とする。また、留学生の奨学生候補者については、推薦された者の中から1ヶ月の平均収入等の経済状況を基に経済的困窮度を判断し、高い者から順に選定することを原則とする。

(予約選考による奨学生候補者の報告)

第10条 理事長は、前条により決定した予約選考による奨学生候補者を財団に報告するものとする。

(予約選考の取り消し)

第11条 予約選考による奨学生候補者が、次の各号の一に該当した場合は、予約選考を取り消す。

一 翌年度に専攻科に進学しないことが確実となった場合

二 独立行政法人日本学生支援機構の返済義務のある奨学金以外の奨学金との併給が決定した場合

三 その他奨学生候補者として推薦することが不相当と認められる場合

2 前項の事由に該当することが判明した場合は、校長はすみやかに理事長に報告するものとする。

3 第1項により予約選考の取り消しがあったときは、国内の奨学生候補者については、取り消された者の所属する学校と同じブロックに属する学校から推薦された者のなかから新たに1名の予約選考による奨学生候補者を決定し、留学生の奨学生候補者については、推薦された者の中から新たに1名の予約選考による奨学生候補者を決定する。

4 理事長は、第1項による予約選考の取り消し及び第3項による予約選考による奨学生候補者の決定があったときは、財団に報告するものとする。

(奨学生の申請)

第12条 奨学生としての採用を志望する者（予約選考による奨学生候補者を含む。）は、所属する学校の定めるところにより、財団の奨学生募集要項に定める申請書類を所属する学校の校長に提出しなければならない。

（予約選考による奨学生候補者以外の候補者の推薦）

第13条 校長は、前条の申請をした者のうち、国内の奨学生候補者について、予約選考による奨学生候補者を除いた者のなかから1名の候補者を選考の上、選考した候補者及び予約選考による奨学生候補者について財団の奨学生募集要項に定める推薦書を作成し、前条の申請書類を添えて別に定める期限までに理事長に提出するものとする。

2 前項により選考する候補者は、原則として本科を卒業した翌年度に専攻科に入学した者以外の者とする。ただし、該当者がいない場合はこの限りではない。

3 校長は、前条の申請をした者のうち、留学生の奨学生候補者について、予約選考による奨学生候補者が1名に満たない場合に限り、予約選考による奨学生候補者を除いた者の中から候補者を選考の上、選考した候補者及び予約選考による奨学生候補者について財団の奨学生募集要項に定める推薦書を作成し、前条の申請書類を添えて別に定める期限までに理事長に提出することができるものとする。

4 前項により選考する候補者は、原則として本科を卒業した翌年度に専攻科に入学した者とする。ただし、該当者がいない場合はこの限りではない。

（予約選考による奨学生候補者以外の候補者の決定）

第14条 理事長は、前条により申請書類が提出された者のうち、予約選考による奨学生候補者を除いた者のなかから機構学生支援を担当する理事の意見を聴取の上、候補者を決定する。

2 前項の決定に当たっては、国内の奨学生候補者については、最も経済的困窮度の高い者を選定することを原則とし、留学生の奨学生候補者については、経済的困窮度が高い者から順に選定することを原則とする。

（奨学生候補者の推薦）

第15条 理事長は、前条により決定した奨学生候補者及び予約選考による奨学生候補者の計7名の候補者を財団へ推薦する。

（奨学金の休止、停止又は廃止）

第16条 奨学生について、財団の奨学金募集要項に定められた奨学金の廃止等に係る事由が発生したときは、奨学金が休止、停止又は廃止されることがある。

2 前項の事由が発生したときは、校長はすみやかに理事長に報告するものとする。

（その他）

第17条 奨学生候補者の推薦に関し、この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(事務)

第18条 奨学生候補者の推薦に関する事務は、機構本部事務局学務課において処理する。

附 則 (平成20年3月13日制定)

(施行期日)

第1条 この要項は、制定の日から施行する。

(本科商船学科及び専攻科商船系専攻の特例)

第2条 本科商船学科から専攻科商船系専攻に入学した者については、第3条第3項中「国立高等専門学校本科（以下「本科」という。）を卒業した翌年度に専攻科に入学した者」とあるのは「国立高等専門学校本科（以下「本科」という。）を卒業した年度に専攻科に入学した者」と、第4条第1号中「本科を卒業した翌年度に専攻科に入学した者については、本科第5学年学年末における学業成績が所属学科内の上位4分の1以内であること。」とあるのは「本科を卒業した年度に専攻科に入学した者については、本科最終学年における学業成績が所属学科内の上位4分の1以内であること。」と、第13条第2項中「原則として本科を卒業した翌年度に専攻科に入学した者以外の者」とあるのは「原則として本科を卒業した年度に専攻科に入学した者以外の者」とする。

2 本科商船学科に在学する者については、第5条第1項中「本科第5学年に在学し専攻科への進学が意志が強固である者を対象として、翌年度に専攻科に入学した場合に奨学生の候補者として推薦する者を奨学金給付の前年度に決定する」とあるのは「本科最終学年に在学し航海訓練所における乗船実習中であり専攻科への進学が意志が強固である者を対象として、当該年度に専攻科に入学した場合に奨学生の候補者として推薦する者を奨学金給付の前年度に決定する」と、第11条第1項第1号中「翌年度に専攻科に進学しないことが確実となった場合」とあるのは「当該年度に専攻科に進学しないことが確実となった場合」とする。

(平成20年度の奨学生候補者の推薦における特例)

第3条 平成20年度の奨学生候補者の推薦については、第5条から第11条及び第13条から第15条の規定にかかわらず、校長は、第12条の申請をした者のうち、本科を卒業した翌年度に専攻科に入学した者（専攻科商船系専攻については、本科を卒業した年度に専攻科に入学した者とする。）のなかから1名、それ以外の者から1名の計2名を上限として候補者を選考の上、選考した候補者について財団の奨学生募集要項に定める推薦書を作成し、第12条の申請書類を添えて別に定める期限までに理事長に提出す

るものとする。

- 2 理事長は、前項により申請書類が提出された者のなかから学生支援委員会の議を経て6名の候補者を決定することとし、うち5名は本科を卒業した翌年度に専攻科に入学した者(専攻科商船系専攻については、本科を卒業した年度に専攻科に入学した者とする。)から選定し、残りの1名についてはそれ以外の者から選定することを原則とする。
- 3 前項の決定に当たっては、原則として本科を卒業した翌年度に専攻科に入学した者から選定する5名については、別表のブロックごとに1名を選定し、それ以外の者から選定する1名については、対象となるすべての者のなかから選定する。また、その選定に当たっては、原則として最も経済的困窮度の高い者を選定するものとする。
- 4 理事長は、第2項により決定した6名の奨学生候補者を財団に推薦する。

附 則 (平成22年3月24日一部改正)

(施行期日)

第1条 この要項は、平成22年3月24日から施行する。

(附則の廃止)

第2条 附則(平成20年3月13日制定)第2条は、廃止する。

(平成22年度の奨学生候補者の推薦における特例)

- 第3条 平成22年度の奨学生候補者の推薦については、改正前の第5条から第10条までに基づく予約選考による奨学生候補者5名が在学する学校の校長は、予約選考による奨学生候補者について財団の奨学生募集要項に定める推薦書を作成し、第12条の申請書類を添えて別に定める期限までに理事長に提出するものとする。また、校長は、第12条の申請をした者のうち、原則として本科を卒業した翌年度に専攻科に入学した者以外の国内の奨学生候補者1名と、原則として本科を卒業した翌年度に専攻科に入学した者の中から留学生の奨学生候補者を選考の上、選考した候補者について財団の奨学生募集要項に定める推薦書を作成し、第12条の申請書類を添えて別に定める期限までに理事長に提出するものとする。
- 2 理事長は、前項により申請書類が提出された者の中から学生支援・課外活動委員会の議を経て国内の奨学生候補者6名、留学生の奨学生候補者4名の計10名の候補者を決定することとする。ただし、留学生の奨学生候補者が4名に満たない場合は、該当する候補者の人数をもって決定することとする。この場合において、国内の奨学生候補者6名のうち5名については、平成21年度の「予約選考制度」により推薦された者から選定し、残りの1名についてはそれ以外の者から選定することを原則とし、留学生の奨学生候補者については、本科を卒業した翌年度に専攻科に入学した者から選定することを原則とする。
- 3 前項の決定に当たっては、国内の奨学生候補者6名のうち残りの1名と、留学生の奨学生候補者4名については、対象となるすべての者の中から、国内の奨学生候補者につ

いては原則として最も経済的困窮度の高い者を選定し、留学生の奨学生候補者については、経済的困窮度が高い者から順に選定すること原則とする。

4 理事長は、第2項により決定した奨学生候補者を財団に推薦する。

附 則（平成23年4月14日一部改正）

（施行期日）

この要項は、平成23年4月14日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月1日一部改正）

（施行期日）

この要項は、平成24年3月1日から施行する。

附 則（平成27年6月9日一部改正）

（施行期日）

この要項は、平成27年6月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月30日一部改正）

（施行期日）

第1条 この要項は、令和2年3月30日から施行する。

附 則（令和4年3月11日一部改正）

（施行期日）

第1条 この要項は、令和4年3月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

第2条 令和2年度に限り、奨学生の申請資格に係る規定のうち、第4条二号中「申請する前年度の後期に授業料減免による支援を受けていること。」とあるのは、「申請する前年度の後期授業料免除において家計の収入額が授業料の全額免除の基準に該当すること。」と読み替えて適用するものとする。

附 則（令和6年3月19日一部改正）

（施行期日）

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

ブロック名	学 校 名	
Aブロック	函館工業高等専門学校 釧路工業高等専門学校 八戸工業高等専門学校 仙台高等専門学校 鶴岡工業高等専門学校	苫小牧工業高等専門学校 旭川工業高等専門学校 一関工業高等専門学校 秋田工業高等専門学校 福島工業高等専門学校
Bブロック	茨城工業高等専門学校 群馬工業高等専門学校 東京工業高等専門学校 富山高等専門学校 福井工業高等専門学校	小山工業高等専門学校 木更津工業高等専門学校 長岡工業高等専門学校 石川工業高等専門学校
Cブロック	長野工業高等専門学校 沼津工業高等専門学校 鳥羽商船高等専門学校 舞鶴工業高等専門学校 奈良工業高等専門学校 米子工業高等専門学校	岐阜工業高等専門学校 豊田工業高等専門学校 鈴鹿工業高等専門学校 明石工業高等専門学校 和歌山工業高等専門学校
Dブロック	松江工業高等専門学校 広島商船高等専門学校 徳山工業高等専門学校 大島商船高等専門学校 香川高等専門学校 弓削商船高等専門学校	津山工業高等専門学校 呉工業高等専門学校 宇部工業高等専門学校 阿南工業高等専門学校 新居浜工業高等専門学校
Eブロック	高知工業高等専門学校 有明工業高等専門学校 佐世保工業高等専門学校 大分工業高等専門学校 鹿児島工業高等専門学校	久留米工業高等専門学校 北九州工業高等専門学校 熊本高等専門学校 都城工業高等専門学校 沖縄工業高等専門学校

奨学生願書

年 月 日

公益財団法人ウシオ財団

理事長 牛尾志朗 殿

貴財団の奨学生として採用いただきたく関係書類を添えて
出願致します。尚、以下に記入した事項については相違あり
ません。



写真

本人 氏名: _____ 印

(本人自筆)

氏名	ローマ字				生年月日	年	月	日
	フリガナ					(満	歳)	
	漢字				性別			
Eメールアドレス								
住所 《本人》	フリガナ					電話番号		
	〒	-			- -			
住所 《家族》	フリガナ					電話番号		
	〒	-			- -			
緊急 連絡先	氏名	(続柄:)				電話番号		
	〒	-			- -			
	住所							
在 学 校			高等専門学校 専攻科			専攻		
	現在学年	年生	(年	月卒予定)			
			大学	学部	学科	専攻		
	現在学年	年生	(年	月卒予定)			
		大学院	研究科	専攻				
現在学年	年生	(年	月卒予定)				

自己紹介

得意科目 不得意科目	
サークル クラブ活動	
趣味	
特技・資格 免許等	
長所・短所 及び性格	
最近興味を 持った事柄 とその理由	

家族の状況

※1 本人を除く、家族全員(祖父母、両親、兄弟姉妹)記入のこと。
 ※2 世帯主と記載の家族が同居か別居か、記入のこと。

※1 氏名	続柄	年齢	※2 同居 別居	職業(勤務先)	年収(税込)
世帯主					千円
					千円
					千円
					千円
					千円
					千円
					千円
合 計					0 千円

出願理由

(特に奨学金を必要とする事由)

その他選考にあたり知っておいてもらいたい事項(今後の進路、将来の夢など)
(必ず記入のこと)

研究テーマに関する小論文

研究テーマ:

本年度の経済状況

(1) 本年度の支出・収入に係わる年間見込み額

収入		支出	
所属大学・大学院による 授業料免除または減免 (申請中含む)	千円	授業料等大学への納付	千円
同一家計の家族からの 仕送り等	千円	食費 (自宅通学者は外食分)	千円
本人(アルバイト)	千円	住居費(光熱費を含む) ※自宅通学者は0	千円
本人(貯蓄)	千円	交通費(通学費)	千円
日本学生支援機構(貸与型) (申請予定・申請中含む)	千円	通信費 (電話、インターネット代)	千円
		教材費	千円
		貯蓄 (目的:)	千円
その他 ()	千円	その他 (目的:)	千円
その他 ()	千円	その他 (目的:)	千円
合計	0 千円	合計	0 千円

(注)・収入と支出の合計が同額になるように記入してください

(記入欄が不足の場合は別紙使用可)

・今回申し込む奨学金は収入に算入しないでください。

(2)「日本学生支援機構(貸与型)」欄に記入している場合は、詳細を記入してください

団体名及び奨学金の名称	年額	受給期間			
日本学生支援機構(貸与型)	千円	2026	年	月～	年 月

(3) その他…特記事項等があれば記入してください。

個人情報の利用に関する同意書

公益財団法人ウシオ財団(以下「当財団」という。)は、学業優秀でありながらも経済的理由で修学困難な学生に奨学支援事業等を行い、人材育成と学術の発展に寄与することを目的として活動しており、そのために必要な個人情報をお預かりしております。このため、個人情報の重要性を十分に認識し、以下の通り個人情報保護に関する基本方針を定め、個人情報等の適切な保護に努めます。

1. 関係法令・ガイドライン等の遵守

当財団は、「個人情報保護に関する法律」「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」その他の関係法令、ガイドライン及び規範を遵守します。

2. 個人情報の取得

当財団は、個人情報を取得する際には、本人に対し利用目的を明確に定めて通知又は公表し、その目的の達成に必要な限度において適法かつ公正な手段を用います。

3. 個人情報の利用目的

当財団は、取得した個人情報を当財団が行う事業に関し、以下の利用目的のために利用し、目的外利用の必要性が生じた場合は、法令により許される場合を除き、その利用について本人の同意を得るものとします。

- ・奨学生の選考ならびに選考結果の連絡のため
- ・奨学金の支給手続きのため
- ・各種行事の案内・連絡等、運営のため
- ・機関紙等、印刷物の発行ならびにウェブサイトによる広報活動のため
- ・メール、書簡による各種情報配信のため
- ・関係法令に基づく官公庁等への申請、届出、報告・連絡のため
- ・役職員を対象とした委員会、会合等に係る運営、管理、資料送付、情報連絡のため
- ・その他、事業目的の遂行上必要な業務

4. 第三者への提供

利用目的を遂行するために業務委託をする場合並びに法令等の定めに基づく場合や、人の生命、身体又は財産の保護のために必要とする場合をのぞいて、個人情報等を第三者へ提供することはいたしません。

なお、特定個人情報については、本人の同意があっても、法令に定める場合を除き、第三者に提供しません。

5. 安全管理処置

個人情報は、不正アクセス、盗難、持出し等による、紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正等適切な安全管理措置を講じます。

6. 委託

当財団は、利用目的の範囲内で、個人情報を取り扱う業務を外部委託する場合があります。委託先に対しては、個人情報取扱契約書を締結するとともに、個人情報の安全管理について必要かつ適切な監督を行います。

7. 開示請求、お問い合わせについて

個人情報の本人による開示・訂正、利用停止等の取扱いに関する問合せは、随時受け付け、適切に対応します。

また、個人情報等の取扱いに関する苦情を受け付ける窓口を設け、苦情を受け付けた場合には、適切かつ速やかに対応いたします。ただし、当財団の業務に著しい障害を生じるおそれのある事項、その他法令に定めのある場合については、開示等を差し控える場合があります。

以上

	年	月	日
公益財団法人 ウシオ財団			
理事長殿			
私に関する個人情報を上記のとおり取り扱うことに同意します			
学校名			
本人署名	Ⓔ		

